

入札説明書（令和8年7月3日公示分）

1 概要

名古屋市立大学医学部附属東部医療センターにて売店等の設置運営を行う方を、入札後資格確認型一般競争入札（総合評価落札方式）にて決定するものです。入札参加者から提出された提案書類の内容を評価する「技術評価点」に、入札価格を評価する「価格評価点」の和を「総合評価値」として、最も高い方を落札候補者として決定します。入札参加方は、この入札説明書をよくお読みになり、次の各事項をご承知頂いたうえで、入札ください。

(1) 貸付物件

貸付場所 所在地番	貸付面積	最低賃料 (10%税込)
名古屋市立大学医学部 附属東部医療センター 名古屋市千種区 若水一丁目2番23号	195.03 m ² 及び自販機設置場所 ○売店等出店スペース ・入院・診療棟2階出店用スペース 195.03 m ² ○飲料等自販機設置場所 ・救急・外来棟1階 救急外来待合 おおよそ1.5 m ² ○マスク自販機設置場所 ・救急・外来棟1階 正面出入口 ・入院・診療棟1階 北出入口 ・入院・診療棟1階 南出入口 各箇所1台分	460,739 円 (月額)

(2) 指定用途

売店等の設置及び運営。なお、設置及び運営にあたり、別記「仕様書（東部医療センターにおける売店等出店スペースの貸付）」（以下「仕様書」という。）を遵守し、仕様書に記載されたサービス等を提供できなければなりません。

(3) 貸付期間

- ア 貸付期間は令和8年10月1日から令和13年9月30日までとします。
- イ 本件貸付に係る契約は、原則、貸付期間の満了により当該契約は終了するものとし、更新はいたしません。
- ウ 貸付期間終了後は、再度入札等を行い、契約の相手方を決定する予定です。

(4) 貸付料

ア 次に掲げる金額を合計した金額を、公立大学法人名古屋市立大学の指定する方法により納付していただきます。

①固定額 月額 460,739 円（消費税等を含む。）

②変動額 当該月の売上金額（消費税等を含まない金額）に、入札により決定する貸付料率を乗じて得た金額に、消費税等を加算した金額

イ 貸付期間中の貸付料の変更は行わないものとします。ただし、経済事情の変動その他の事情等により、貸付料が周辺の建物の貸付料等に比較して著しく乖離した場合には、公立大学法人名古屋市立大学と売店等営業事業者の協議の上、改定することができるものとします。

(5) 入札のスケジュール

ア 公示日	令和 8 年 7 月 3 日
イ 質問受付	令和 8 年 7 月 3 日から令和 8 年 7 月 9 日まで
ウ 質問に対する回答閲覧	令和 8 年 7 月 13 日から令和 8 年 7 月 22 日まで
エ 入札書及び提案書類受付	令和 8 年 7 月 3 日から令和 8 年 7 月 23 日まで
オ 開札日	令和 8 年 7 月 29 日 午前 11 時 00 分

2 競争入札参加資格

入札資格は下記の条件を全て満たす法人とします。貸付する不動産の転貸は認めません。フランチャイズ方式により運営を行う場合は、次のいずれかによります。(①フランチャイズ加盟店による参加。②フランチャイズ本部で参加し、フランチャイズ加盟店へ使用貸借するもの。)

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 公立大学法人名古屋市立大学を普通地方公共団体であるとみなした場合に、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により公立大学法人名古屋市立大学指名停止要綱（平成 19 年 2 月 15 日付 18 経営第 44 号）に基づく指名停止又は名古屋市から名古屋市指名停止要綱（平成 15 年 3 月 5 日付 15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 名古屋市と締結した契約に関して、施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている

者でないこと。

- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公示に係る入札に参加しようとする者等であること。
- (7) 本公示の日から落札決定までの間に、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 本公示の日から落札決定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間中の者でないこと。
- (9) 県税及び市町村民税について、滞納がない者であること。
- (10) 本公示の日から起算して過去 1 年間に於いて、食品衛生法に基づく行政処分を受けていない者であること。

3 参加手続き等

(1) 担当部署及び問合せ先

〒464-8547 名古屋市千種区若水一丁目 2 番 23 号
名古屋市立大学医学部附属東部医療センター
管理課施設管理係（担当：立木）
電話 052-721-7171（代表） F A X 052-721-1308

(2) 提出書類

ア 入札参加者は以下の書類を提出してください。

(ア) 提案書（様式 1）

(イ) 会社概要等（会社等の事業内容、経歴等がわかるもの。パンフレット等。）

(ウ) 決算報告書（会計原則に従った公式のもので、最も至近のもの。）

(エ) 法人登記簿謄本（原本）

イ 提出期間等

(ア) 提出期間 令和 8 年 7 月 3 日（金）午後 3 時 00 分から
令和 8 年 7 月 23 日（木）午後 3 時 00 分まで
提出期間外に提出された提案書等は無効となります。

(イ) 提出場所 (1) に同じ

(ウ) 提出部数 5 部（正本 1 部、副本 4 部）

(エ) 提出方法 持参による。日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という）を除く 9 時から 12 時及び 12 時 45 分から 17 時までの時間とします。

- ウ 提案書等について不備がある場合には失格となる場合があります。
- エ 提出いただいた書類については返却しません。
- オ 本入札に関して入札参加者が要した一切の費用は、入札参加者の負担とします。
- カ 書類提出後、参加を辞退することが明白となった場合には、提出先の担当まで連絡のうえ、入札辞退届（様式は任意）を提出してください。
- キ 本学が必要と認める場合、追加書類の提出を求めることがあります。

(3) 入札説明書、仕様書等に対する質問及び回答

- ア 本入札説明書に対し質問しようとする者（以下「質問者」という。）は、令和8年7月9日（木）午後3時00分までに質問書（様式は問わない。）を、事前に連絡のうえ、持参または電子メール等により（1）の場所に提出することができます。

なお、この質問書の作成及び提出に係る費用は、質問者の負担とする。

- イ 質問に対する回答は、令和8年7月13日（月）から令和8年7月22日（水）午後3時まで（1）に示す場所で閲覧に供します。あわせて、仕様の補足等が示されることもあるので、質問及び回答については提案書等の提出前に必ず確認してください。

また、希望者には電子メール等により回答書を送るものとします。

4 入札及び開札

(1) 入札書等の提出方法

入札書（様式2）、誓約書（様式3）（以下「入札書等」という。）は、3(1)の場所に持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）により提出しなければなりません。持参の場合は、入札書等を封印し、表面に入札者の商号又は名称、開札日及び入札件名を記載してください。郵送の場合は、二重封筒を用い、入札書等を中封筒に入れて封印し、中封筒表面に入札者の商号又は名称、開札日及び入札件名を記載し、外封筒表面に開札日、入札件名及び入札書等在中の旨を記載してください。

(2) 入札書等提出期間及び到達期限

- ア 持参による場合

令和8年7月3日（金）午後3時00分から令和8年7月23日（木）午前10時00分まで

- イ 郵送による場合

令和8年7月23日（木）午前10時00分 必着

(3) 開札日時

令和8年7月29日（水）午前11時00分

(4) 開札場所

名古屋市立大学医学部附属東部医療センター 救急外来棟4階 臨床研修センター

5 入札にあたっての注意事項

- (1) 入札書の提出は、入札書提出締切日時までに完了してください。
- (2) いったん提出された入札書は、差替え、引替え又は撤回をすることができません。入

札書の提出は、質問回答や仕様書の補足資料等を確認した上で行ってください。

6 総合評価に関すること（落札者決定基準）

（1）技術評価点

提出された提案書を、落札者決定基準（別表1）を元に、技術評価点をつけます。

（2）価格評価点

入札書の開札を行い、価格評価点をつけます。

（3）総合評価値

ア 技術評価点と価格評価点を足したものを、総合評価値とし、最も高い者を落札候補者とします。

入札書の開札にあたり、入札参加者全員の入札参加者名、入札貸付料率とともに、技術評価点、価格評価点及び総合評価値を公表するものとします。

イ 落札候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな落札候補者として手続きを行います。落札候補者が契約の相手方として決定される前に指名停止（本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていたとき。）又は契約締結前に排除措置を受けた場合も同様とします。

（4）その他

ア 落札候補者は、7（2）で求める競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を提出し、資格があると認められた後、初めて落札者となることができる。

イ 本学から提供を受けた文書並びに知り得たことについて、第三者に漏らすことを禁じ、本提案以外の目的に使用しないでください。

ウ 原則として一度提出された提案書の記載内容の変更はできません。

エ 提案書の記載内容については、原則的に実際の営業に反映していただきますが、各種制約によりそのまま実施できない場合があります。

オ 見学を希望する場合は、事前に連絡をしてください。

7 申請書等の提出

（1）申請書等の提出場所及び問い合わせ先

3(1)に示す場所

（2）提出書類

競争入札参加資格確認申請書（様式4）

（3）提出部数

1部

（4）提出方法

直接持参によります。

（5）提出期限

提出を求めた日の翌日から起算して2日(休日を含まない。)以内とします。

(6) その他

- ア 申請書の作成及び提出に係る費用は、落札候補者の負担とします。
- イ 申請書を、競争入札参加資格の確認以外に落札候補者に無断で使用しません。
- ウ 提出された申請書は、返却しません。
- エ 提出された申請書の差替え又は再提出は認めません。(本学から指示があった場合を除く。)
- オ 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止を行うことがあります。

8 落札者の決定

7により落札候補者から提出された申請書等に基づき、競争入札参加資格の確認を行い、資格があると認められた場合は、その落札候補者を落札者として決定します。また、競争入札参加資格の確認の結果、その落札候補者に資格がないと認められたときは、次順位の者を落札候補者とし、7と同様の手続により競争入札参加資格の確認を行います。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者には、その理由(以下「無資格理由」という。)を書面により通知します。
- (2) (1)の通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して2日(休日を含まない。)以内に、無資格理由について書面により説明を求めることができます(様式は問わない。)。この場合における当該書面は3(1)の場所に提出するものとします。また、当該書面の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) (2)に対する回答は、原則として、(1)の競争入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面により行うものとします。

10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金の納付義務

入札保証金は免除します。また、契約保証金にあつては公立大学法人名古屋市立大学契約規程第27条の規定に該当する場合に免除します。

(2) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 入札に参加することができる資格がない者のした入札
- イ 記名押印のない入札又は記入事項を判読できない入札
- ウ 入札事項を記入せず又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- エ 自己がしたと他人の代理人としてしたにかかわらず、同一の名をもってした2通以上の入札
- オ 委任状を提出していない代理人がした入札

- カ 金額を改ざんし、又は訂正した入札
- キ 積算内訳書の提示又は提出を求めている入札において、積算内訳書の提示又は提出がないと認められた者のした入札
- ク 入札談合に関する情報があった場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず誓約書の提出をしない者のした入札
- ケ 入札公示又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
- コ 入札公示又は入札説明書に定める期限までに完了しなかった入札
- サ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- シ 申請書等の提出を求められたにもかかわらずこれを提出しない者、又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらずその指示に応じない者のした入札
- ス その他入札の条件に違反した入札

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

単価（貸付料率）で定めます。

(5) 契約書の作成

- ア 落札者が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交します。
- イ 契約書は2通作成し、双方が各1通ずつを保管とします。
- ウ 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とします。ただし、契約書用紙は交付します。

(6) 談合その他の不正行為に係る賠償額の予定

この契約において、談合などの不正行為により本大学が被った金銭的損害の賠償については、「賠償額の予定」に関する契約条項に基づき損害賠償を請求します。

(7) その他

- ア 提出書類に虚偽の記載をした者等、契約の相手方として不相当であると認められる場合は、指名停止を行うことがあります。
- イ 当該入札に関して談合に関する情報が寄せられた場合、その他の公正な入札を実施することが出来ない事情が生じた場合は、入札を延期又は中止することがあります。
- ウ 本件入札は、本入札説明書において定めるほか、「名古屋市立大学競争入札参加者手引」（「本学ホームページ「名古屋市立大学トップ」>大学案内・教育情報の公表 >入札・契約情報 >競争入札参加者手続き」に掲載）に定めるところによります。